

平成20年度政府予算提言・要望書

岩手県知事 達 増 拓 也

目 次

1. 地方財政自立改革の実現について	1
2. デジタル・ディバイドの是正に向けた 情報通信基盤の整備について	3
3. J R 貨物の走行に伴う適正な経費負担について	5
4. 北上川の清流化確保対策について	6
5. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について	7
6. 少子化対策の推進について	8
7. 医師確保等人材の育成支援について	9
8. 農林水産業における担い手育成と産地づくりについて	10
9. 食の安全・安心の確保について	11
10. 農山漁村における農地・森林基盤等の保全について	13
11. 農林水産物に関するW T O 及びE P A 交渉について	15

総務省 財務省

自治財政局、自治税務局 主計局

1. 地方財政自立改革の実現について

地方のことは地方自らの責任において自らが決定し、実行していけるような地域主権型の行財政システムへの転換を図るため、地方税財政基盤の充実を基本とした、地方財政を自立させるための制度改革の実現を要望します。

1 第2期地方分権改革の推進

平成20年度以降も、「国と地方の役割分担」と、それに対応した「国と地方の財政負担」を明確にしたうえで、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の改革及び国から地方への税源移譲を含めた地方税財源の充実強化を地方財政を自立させる改革として進めること。

2 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲については、当面、国：地方の税源構成を5：5にするため、偏在性が少なく安定性のある消費税から地方消費税への税源移譲をすること。

3 税制度改革による地方間の財政力調整

国から地方への税源移譲と合わせ、地方団体間の税収格差を縮小するため、地域偏在性が大きい地方税の税目（法人関係税等）と地域偏在性が小さい国税の税目（消費税）の入れ替えなど、税制度改革による地方間の財政力調整を検討すること。

4 国庫補助負担金の見直し

国庫補助負担金の見直しについては、地方の裁量の発揮・自由度の拡大につながるよう、補助負担率の切り下げや交付金化等ではなく、完全廃止及び税源移譲の方法により行うこと。

- 5 直轄事業負担金の見直し
直轄事業負担金については、事業が全国的視野の下に国家的施策として実施されていながら、地方公共団体に個別的に財政負担を課するのは不合理であるので廃止すること。
- 6 後進地域補助率嵩上制度の維持
現行の後進地域補助率嵩上制度は、開発指定事業に係る国庫補助負担金が廃止されるまでの間は堅持すること。
- 7 地方税における非課税等特例措置の整理合理化
地方税における非課税等特例措置の整理合理化をゼロベースで進めること。
- 8 地方交付税及び地方財政対策の見直し
地方交付税及び地方財政対策の見直しに当たっては、地方交付税本来の機能である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう必要な地方交付税総額を確保する一方、地方の自主性を弱め、財政の肥大化につながるような政策誘導には使わないこと。
- 9 地方財政計画等の作成過程への地方参画
地方財政計画等の策定プロセスに地方が参画する仕組みの構築などにより、透明性を向上させるとともに、地方財政の予見可能性を高めていくこと。
- 10 高利の地方債に係る財政措置の拡充
社会資本の整備のために発行してきた地方債の償還が依然として高水準で推移しているため、公債費負担を軽減するため、高利の地方債に係る財政措置を拡充すること。
- 11 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置
「(仮)地方行財政会議」を法律により設置し、地方行財政全般にわたる重要事項を協議するための機関として明確に位置づけること。

2. デジタル・ディバイドの是正に向けた 情報通信基盤の整備について

地域間の情報通信格差を是正し、地域情報化を推進するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備の推進が図られるよう要望します。

また、アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する 2011 年の時点で、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

1. ブロードバンド環境の整備に係る支援制度の拡充

ブロードバンド・ゼロ地域を解消するためには、実施市町村の負担を軽減することが不可欠であることから、国の支援制度（地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業）について、補助率の引き上げ等の拡充を図ること。

2. 携帯電話のエリア拡大のための支援制度の要件緩和

国の支援制度（移動通信用鉄塔施設整備事業）について、事業採択要件が「財政力指数全国平均未満かつ鉄塔施設の費用 5,000 万円以上」とされていることから、事業実施の際の大きな支障となっているため、事業採択要件の緩和を図ること。

3. 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の拡充

通信事業者への支援として、低利融資、税制優遇措置、債務保証制度の支援策があるが、設備投資を促進するため、支援制度の拡充を図ること。

4 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策

中継局の設置や共聴施設の改修等の取り組みをしてもなお、新たな難視聴地域の発生（現行アナログ放送と同等のデジタル放送視聴エリアを確保することが困難なケース）が懸念されることから対応策を早急に措置すること。

5 地上デジタル放送推進に係る支援制度の継続・拡充

平成 19 年度予算に新たに盛り込まれた辺地共聴施設のデジタル化改修に係る支援制度を継続するとともに、地上デジタル放送の円滑な普及を図るため、補助率の引き上げや事業主体の拡大等、地域の実情や実態に即した制度として拡充すること。

3 . J R 貨物の走行に伴う適正な経費負担について

指令システム構築経費等の大型設備の更新経費等について、J R 貨物による適正な経費負担が行われるよう貨物線路使用料の見直しを要望します。

1 J R 貨物の走行に伴う適正な経費負担

J R 貨物がいわて銀河鉄道線上を走行することにより、旅客のみの場合に比べ多額の経費負担が生じ、I G Rいわて銀河鉄道(株)の経営に多大な影響を与えていることから、J R 貨物の適正な経費負担が必要である。

現在の「貨物線路使用料制度」では、貨物列車の走行に必要な設備等に係る資本費については変電所設備等の一部しか対象とされておらず、また、原状復旧を上回る災害復旧経費も対象となっていないことから、J R 貨物の線路使用実態に合わせた制度の改善が必要である。

特に、今般、新幹線新青森開業に伴い整備を予定している指令システムについては、J R 貨物が走行することによって旅客のみの走行の場合に比べ多額の経費が生じることから、J R 貨物は、旅客のみの場合を上回る部分についてはもとより、客貨共通の分についても応分の負担をすべきである。

鉄道貨物輸送の確保は国の運輸政策上の問題であることから、貨物走行によってI G Rいわて銀河鉄道(株)が過大な経費負担を被ることのないよう、国の責任において「貨物線路使用料制度」の見直しを行うこと。

総務省
自治財政局

林野庁
国有林野部

経済産業省
原子力安全・保安院

国土交通省
河川局

環境省
水・大気環境局

4．北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、なお不測の事態への対応、法整備、恒久的財源対策等の課題が残されていることから、国の責任における措置を要望します。

1 休廃止鉱山鉱害防止事業の恒久的な制度確立

休廃止鉱山鉱害防止事業は、鉱業及び鉱山保安行政を所掌する国において法整備を行い、財政事情に左右されることのない恒久的で安定した制度を確立すること。

2 不測の事態における国の適切な対策

不測の事態や災害等による北上川の水質悪化の恐れがある場合は、国が適切な対策を講じること。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで管理区間を延伸し、直轄での一体管理を行うこと。

4 国有林の返地

発生源対策工事が完了したので、国有林の返地について、適切な対応措置を講じること。

5 . 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について

「平泉の文化遺産」が、確実に世界遺産に登録されるよう要望します。

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録

「平泉の文化遺産」(「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」)については、平成 18 年に政府の推薦決定を受け、同年ユネスコに世界遺産登録推薦書が提出されたところであるが、平成 20 年度においては確実に世界遺産に登録されるよう特段の配慮をすること。

6．少子化対策の推進について

子育てにやさしい環境づくりに向けて少子化対策を積極的に進める必要があり、国、県及び市町村が一体となった取り組みが求められていることから、子育て環境の整備の充実、児童虐待防止対策の強化等について要望します。

1 小児救急医療体制及び周産期医療体制の確保・充実

小児科医の養成確保に向けた実効性のある施策により医師の地域偏在の解消を図ること。

また、母子保健医療の充実の基本となる産科・小児科医師の確保を図る観点から、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の周産期に係る医療環境の整備に対する支援を拡充すること。

2 児童虐待防止対策のための財政措置の拡充

児童虐待の防止対策強化のため、地方交付税措置などが拡充されているところであるが、地域におけるなお一層の対応力の強化のため、財政措置の更なる充実を図ること。

3 仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業への支援の拡充等

一般事業主行動計画策定促進に向けた支援策や誘導策など、仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業に対する支援策を拡充すること。

4 子育て支援サービスの充実及び質の向上のための施策の拡充

多様な保育サービス、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等の地域における子育て支援サービスの充実、利用家庭の負担軽減、質の向上のための施策を更に拡充すること。

7 . 医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師・看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていることから、保健医療サービスを担う人材の育成支援のため、特段の配慮を要望します。

1 医学部入学定員増の継続

地域の医療を確保するため、暫定的な医師養成数増の措置期間終了後も医学部入学定員増を継続すること。

2 奨学金制度に対する財政支援の充実

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を充実すること。

3 特定診療科医師の確保等

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて特定診療科の医師不足を解消する施策を講じること。

4 指導医の臨床教育等に対する評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図り、地域医療を確保する観点から、医師不足地域における指導医の臨床教育等経費に対する財政支援を拡充すること。

5 女性医師の離職防止対策

女性医師の育児支援などの離職防止や就業支援に係る経費に対し、財政支援を行うこと。

8．農林水産業における担い手育成と産地づくりについて

農林水産業を付加価値の高い産業構造へ変革するため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策を講ずるよう要望します。

1 畑作地帯の農業経営安定化と集落機能の維持・発展

品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払制度の導入が難しい園芸作物等の畑作主体の地域においても、担い手を中心とした組織的な営農活動を促進し、水質保全など多面的機能の維持と地域活性化を図る必要がある。

そのため、環境保全に配慮した適正な生産活動を通じて農地保全や集落コミュニティ機能の維持・発展に意欲的に取り組む集落に焦点を当てた、農業経営の安定化や農業生産振興に資する制度（収入変動緩和や条件不利補正等のための直接支払い等）を創設すること。

2 新しい漁業経営安定対策事業に係る改善計画の認定基準

平成 20 年度から導入が予定されている新しい漁業経営安定対策事業については、養殖経営体等が作成する「漁業経営の改善に関する計画」（以下、「改善計画」という。）の認定を、当該経営体の住所を管轄する都道府県知事が行うこととなっている。

漁業を取り巻く環境は都道府県によって異なることから、改善計画の認定基準を設定するに当たっては、都道府県知事が、地域の実情を反映し弾力的に認定ができるよう配慮すること。

9 . 食の安全・安心の確保について

国産農林水産物の競争力強化と食料自給率の向上に資するため、食の安全・安心を確保する対策を講ずるよう要望します。

1 有機農業の推進

- (1) 安全・安心な農産物の需要や環境保全に対する消費者等の関心が高まる中、有機農業に関する技術開発に当たっては、国の試験研究機関のリードのもと、安定した品質・収量の生産が成立する条件解明などの基礎的な研究を行うとともに、地方公共団体の試験研究機関と連携しつつ、地域の立地条件に適応した有機農業のモデル技術体系の開発を行うこと。
- (2) 有機農業が生産、流通段階に広く定着するため、有機農業に対する理解の向上が重要であり、そのための全国的なPRを実施するとともに、有機JAS制度との整合性を図りつつ、有機農業推進法に基づいた生産物であることが消費者等に分かる表示制度を創設すること。

2 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策を推進するため、過去の本病発生事例の原因を早急に解明するとともに、発生が確認された場合における移動制限区域内の養鶏関連施設への支援対策を充実すること。

3 生食用カキのノロウイルス対策

(1) 現在(独)水産総合研究センターを中心としてノロウイルスに関する研究が進められているが、関係省庁間の連携を密にして集中的に研究を進め、早期にノロウイルスの動態把握や汚染されたカキの浄化処理方法等が確立できるようノロウイルス対策の強化を図ること。

(2) 生食用カキのノロウイルスによる健康被害を防止するため、全国一律の衛生基準を早期に策定し、貝毒検査と同様に全国一律の検査体制を構築すること。

また、風評被害の発生防止を目的とする生産者の情報発信の取り組みを支援すること。

10．農山漁村における農地・森林基盤等の保全について

農林水産業を地域振興の基盤となる産業として確立するため、農山漁村が有する農地・森林基盤等の保全に関する施策を講ずるよう要望します。

1 農地・農業用水等の適切な保全管理施策の充実

農業水利施設を良好な状態で後世に引き継ぐためには、基幹的施設から末端施設まで、一連のシステムを適切に保全管理する必要があることから、現行の基幹水利施設管理事業の採択要件に満たない基幹的農業水利施設に対する、保全管理への支援制度を創設すること。

2 多様で健全な森林整備・保全の推進

国民全体の共有財産ともいうべき森林を、森林所有者のみならず国民全体で守り育て、次の世代に美しい森林を引き継いでいくため、公益上重要な森林について、全額国費による森林整備を進める制度を創設し、その財源として、森林環境税などの目的税の創設等の措置を講ずること。

3 森林整備合理化計画制度の見直し

農林漁業金融公庫の森林整備活性化資金（無利子）の借入りに当たって、借入者が当該年度に負担する額の2分の1に相当する額の融資を受けるためには、2者以上の施業委託者と1者の施業受託者とが共同して作成した「特別の森林整備合理化計画」の認定が必要であり、随意契約を前提とした制度となっている。

しかし、全国的に入札制度の透明性、公平性の向上に取り組んでいる中、森林整備に係る入札制度も見直しが行われていることから、当該計画についても、競争入札に対応した制度に見直すこと。

4 松くい虫被害防止対策の強化

- (1) 松くい虫被害地域の拡大を防止するため、県が独自に他県からの松くい虫被害材持込みを制限又は禁止できるよう森林病虫害防除法に係る制度を改正すること。

- (2) 農林水産大臣命令による予防・駆除対策について、県境や本県沿岸の最先端地域と同様に、内陸部の被害最先端地域においても実施できるよう森林病虫害防除法に係る制度を改正すること。

5 林業公社の抜本的改革に向けた支援

国では、平成 18 年度に、都道府県が林業公社に対して長伐期施業等を推進するための資金として無利子の貸付等を行った場合、利子相当額について特別交付税措置を講じたところであるが、林業公社営林を県が引き継ぐ場合においても、農林漁業金融公庫への利子償還に要する経費について、特別交付税措置を講ずること。

1 1 . 農林水産物に関するW T O及びE P A交渉について

農林水産物に関するW T O交渉及びE P A交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

1 交渉に臨む基本姿勢

W T O交渉及びE P A交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取り組みへの影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと。

2 W T O交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう、確固たる姿勢で交渉を行うこと。
- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とし、水産物の輸入割当制度を堅持できるよう交渉を行うこと。
- (3) ルール交渉では、水産資源の保全と持続的利用の促進や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう、粘り強く交渉を行うこと。

3 EPA交渉

特に、日豪EPA交渉では、米、小麦、牛肉、乳製品など農業分野での重要品目の関税が撤廃されれば、国内農業はもちろんのこと、地域経済に甚大な影響を及ぼすとともに、WTO交渉や、米国、EUなどとのEPA交渉にも大きな影響が懸念されることから、これら重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、強い姿勢で交渉に当たること。